

桐生市制施行 100 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、企業、団体及び個人が、桐生市制施行 100 周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する際に必要な手続を定める。

(使用の目的)

第 2 条 ロゴマークは、桐生市制施行 100 周年の祝賀の機運を高め、市への愛着を深めるシンボルとして、また、未来へのさらなる発展のシンボルとして、桐生市制施行 100 周年を内外に周知するために使用する。

(ロゴマーク)

第 3 条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第 4 条 ロゴマークに関する一切の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、桐生市(以下「市」という。)に帰属する。

(使用の申請)

第 5 条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ桐生市制施行 100 周年記念ロゴマーク使用申請書(様式第 1 号)に見本品又はデザインを添えて桐生市制施行 100 周年・桐生市水道創設 90 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)に提出するものとする。ただし、実行委員会委員長(以下「委員長」という。)が、桐生市制施行 100 周年・桐生市水道創設 90 周年記念市民手づくり記念行事として認めた事業及び報道機関が報道、広報等の目的で使用する場合はこの限りではない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、桐生市制施行 100 周年記念ロゴマーク使用届出書(様式第 2 号)の届出により使用可能とする。

- (1) 市及び市の機関並びに実行委員会が使用するとき。
- (2) 市又は実行委員会が、共催又は後援する事業において使用するとき。
- (3) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (4) この要綱に定める事項を遵守し、個人的に使用するとき。
- (5) その他委員長が申請を要しないと認めるとき。

(使用の承認等)

第 6 条 委員長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、ロゴマークの使用を承認するときは、桐生市制施行 100 周年記念ロゴマーク使用承認通知書(様式第 3 号)により、使用を承認しないときは、桐生市制施行 100 周年記念ロゴマーク使用不承認通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。
- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者が申請したとき。
 - (4) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と関連し、又はこれらの利益につながるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。
 - (6) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (7) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) 桐生市制施行100周年記念事業の趣旨に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (9) その他委員長が使用について不相当と認めたとき。
- 3 委員長は、第1項の使用の承認をする場合において、ロゴマークを適切に使用させるため必要があるときは、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、ロゴマークを使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(遵守事項等)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者及びロゴマークの使用を届け出た者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 「桐生市制施行100周年記念ロゴマークガイドライン」に沿って使用すること。
- (4) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (5) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 使用承認を受けた使用期間が経過した場合は、直ちにロゴマークの使用を取り止めること。

(変更承認申請等)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用目的、使用方法、使用場所又は使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ、桐生市制施行100周年記念ロゴマーク使用変更申請書(様式第5号)に変更後のロゴマークの用途又はレイアウトを確認することができる書類を添付して、委員長に申請しなければならない。

2 委員長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは桐生市ロゴマーク使用承認通知書(様式第3号)により、変更を承認しないときは桐生市ロゴマーク使用不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(使用物品等の提出及び調査報告)

第11条 使用者は、実際の使用物品等を委員長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって、これに代えることができる。

2 委員長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は実地に調査することができる。

3 使用者は、ロゴマークの使用状況等について、委員長から報告又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(使用の中止届)

第12条 使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、桐生市制施行100周年記念ロゴマーク使用中止届(様式第6号)に、使用承認通知書を添えて委員長に提出しなければならない。

(承認の取消し等)

第13条 委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に定める事項に違反した場合

(2) 使用承認の際に付した条件に違反した場合

(3) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められた場合

(4) その他ロゴマークを継続して使用することが不適當であると認められた場合

2 委員長は、前項の規定により承認を取り消したときは、桐生市制100周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第7号)により、使用者に通知するものとする。

3 委員長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用物品等の回収の措置を求めることができる。

4 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、委員長は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者が前条第 1 項各号のいずれかに該当し、市に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(争論等の解決)

第 15 条 ロゴマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、ロゴマークを使用する者の責任において解決しなければならない。

(個人情報取扱い)

第 16 条 委員長は、ロゴマークの使用の承認にあたり取得した申請者の個人情報を、桐生市個人情報保護条例(平成 27 年 9 月 25 日桐生市条例第 28 号)を準用し、適正に取り扱わなければならない。

(事務処理)

第 17 条 この要綱に関する事務は、共創企画部魅力発信課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認したロゴマークに係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別図(第 3 条関係)

桐生市制施行 100 周年記念ロゴマーク

